

# 農業会議だより

第44号(平成27年11月) 発行：佐賀県農業会議

1. 「農業委員会等に関する法律」政令・省令の公布
2. TPP交渉が大筋合意
3. 利用状況調査(農地パトロール)と利用意向調査
4. 平成27年度 農業者年金・全国農業新聞の推進
5. 常任議員会議結果(平成27年9月～10月)
6. 今後の行事予定、新刊図書等の案内

## 1. 「農業委員会等に関する法律」政令・省令の公布について

「農業委員会等に関する法律」の改正が9月4日に公布され、来年4月1日から施行されることに伴い、農業委員や農地利用最適化推進委員の数の上限等を定めた政令・省令が10月28日に公布されました。

新制度が来年4月1日から運用される神崎市、鹿島市、吉野ヶ里町では検討が進められており、また、農業会議は一般社団法人化に向けて、協議を進めているところです。

なお、法律改正に伴う政省令の主な内容は下記のとおりです。

(1) 農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村(政令第7条関係) 農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱しないことができる市町村の基準は、

- 市町村の区域内の遊休農地率が1%以下であること
  - 担い手に対する農地の集積率が70%以上であること
- のいずれも満たす市町村であることとする。

(2) 農業委員及び推進委員の定数基準(政令第5条及び8条関係)

市町長が条例で定める農業委員及び推進委員の定数の上限基準を定める。

農業委員の定数の上限は、

- a 推進委員を置く農業委員会については、現行の定数の半数程度
- b 推進委員を置かない農業委員会については、現行の定数とほぼ同数とする。

区 分	改正後の上限	現行の上限 (選挙委員の定数であり、この他に選任委員が7人程度)
(1) 次のいずれかの農業委員会 ① 農業者の数が1,100以下の農業委員会 ② 農地面積が1,300ha以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	27人
(2) (1)及び(3)以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	37人
(3) 農業者の数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000haを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	47人

推進委員の定数の上限は、現場における農地利用の最適化の推進のための活動が支障なく行える程度に推進委員を配置できるよう、農業委員会の区域内の農地面積の100haに1人の割合で推進委員を配置することとする。

## 2. TPP交渉大筋合意

10月5日、TPP（環太平洋パ - トナ - シップ）交渉参加12カ国（日本、ベトナム、マレ - シア、シンガポ - ル、ブルネイ、オ - ストラリア、ニュ - ジ - ランド、チリ、ペル - 、メキシコ、アメリカ、カナダ）は閣僚会合において、協定の大筋合意に至りました。

その主な内容は、次のとおりです。

### 〔農林水産物市場アクセス交渉の結果〕

#### 1. 米

##### (1) 米及び米粉等の国家貿易品目

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合341円/kg）を維持。

米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

（ 米国：5万t（当初3年維持） 7万t（13年目以降）  
豪州：0.6万t（当初3年維持） 0.84万t（13年目以降） ）

（ 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万トン）へ変更する予定。 ）

##### (2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

#### 2. 麦

##### (1) 小麦

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。

米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計19.2万t（当初） 25.3万t（7年目以降）・SBS方式）。

既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

小麦製品については、小麦粉調製品等にTPP枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初） 6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

##### (2) 大麦

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（39円/kg）を維持。

TPP枠を新設（2.5万t（当初） 6.5万t（9年目以降）・SBS方式）。

既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。

麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定（計18.9万t（当初） 20.1万t（11年目以降））。

#### 3. 甘味資源作物(略)

#### 4. 牛肉

##### (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

38.5%（現行） 27.5%（当初） 20%（10年目） 9%（16年目以降）

##### (2) セーフガード：

発動数量(年間)：59万t（当初） 69.6万t（10年目） 73.8万t（16年目）

（関税が20%を切る11年目以降5年間は四半期毎の発動数量も設定。）

セーフガード税率：38.5%（当初） 30%（4年目） 20%（11年目） 18%（15年目）

（16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。  
家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末月まで不適用）。

## 5. 豚肉

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。
- (2) 従量税は関税撤廃を回避。  
( 従価税（現行4.3%）：2.2%（当初） 0%（10年目以降）  
従量税（現行482円/kg）：125円/kg（当初） 50円/kg（10年目以降） )
- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11年目まで）。

## 6. 乳製品

### (1) 脱脂粉乳・バター

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等）を維持。

TPP枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳 2万659 t（当初） 2万4102 t（6年目以降）

（製品 3,188 t 3,719 tに相当）

バター 3万9341 t（当初） 4万5898 t（6年目以降）

（製品 3,188 t 3,719 tに相当）

---

合計 6万 t（当初） 7万 t（6年目以降）

### (2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

### (3) チーズ

モッツァレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。

チェダー、ゴータ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。

プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

## 7. 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

## 8. 林産物（略）

## 9. 水産物（略）

## 10. 各国の対日関税

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

米国向けの牛肉については、15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t（当初） 6,250t（最終年））に相当する数量の無税枠。

米国向けの米については、5年目に関税撤廃。

（略）

この合意を受け、10月6日午後、佐賀県では山口知事を本部長とする対策本部が設置され、影響等の検討が進められている。一方、国は交渉内容等の説明を各地域で順次開催しており、特に、農業に対する影響等が一番大きく、今後の対策の検討を進めている。

### 3. 「利用状況調査（農地パトロール）と 利用意向調査の確実な実施について」

農業委員会の業務において、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消については、これまで農業委員会の任意業務であったが、今回の農業委員会の改革において、それらの業務が必須業務に位置づけられました。

また、農業委員会法の一部を改正する等の法律に対する附帯決議において、農業委員会は、農地中間管理機構との連携を強化し、農業委員と農



地利用最適化推進委員の適切な役割分担と連携の下に、委員会全体として担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等の効率的・効果的な推進が求められています。

農業委員会の法律案の改正にかかわらず、農業委員の本来業務である農地の有効活用を図るために、利用状況調査（農地パトロール）と利用意向調査の確実な実施とともに、それらの結果等を踏まえ、農地の出し手の掘り起こしと農地中間管理事業の活用、担い手とのマッチングなどの取り組みをお願いします。

#### 利用状況調査（農地パトロール）

管内全ての農地を対象に7月～9月にかけて実施する

（実施時期については、地域の実情に応じて、  
それ以外の期間に実施することも可能）



遊休農地の解消・指導



利用意向調査の着実な実施

利用意向調査については、農地所有者へ郵送での配布・回収を基本としていますが、回収率を上げるために地区担当の農業委員による戸別訪問も実施していただきますようお願いします。

#### 4. 農業者年金の“加入推進へのお願い”

**何としても目標達成!!**  
**61人の確保が必要!**  
**残りわずか5ヶ月**

(平成25年度)                      (平成26年度)                      (平成27年度)

- 今後の活動 ~ 従来の取り組みを基本に ~**
1. 後継者や親戚、近所の担い手への加入推進
  2. これまでの推進で手応えのあった対象者への再訪問の実施

#### ◇ 農業者年金加入目標・推進状況 ◇

(単位:人)

市町名	3カ年 目標	2カ年 実績	27年度 目標	27年 4~10月 加入者累計	3カ年 達成率	残り 確保数
佐賀市	30	25	5	13	127	(8)
神埼市	6	2	4	0	33	4
吉野ヶ里町 ※	1	2	1	0	200	1
鳥栖市	2	0	2	0	0	2
基山町	1	0	1	0	0	1
上峰町	1	0	1	0	0	1
みやき町 ※	3	3	1	1	133	(0)
多久市	5	3	2	0	60	2
小城市 ※	9	9	1	0	100	1
唐津市	58	26	32	7	57	25
玄海町	8	6	2	1	88	1
伊万里市	19	5	14	0	26	14
有田町	2	0	2	0	0	2
武雄市	6	2	4	0	33	4
大町町	1	0	1	0	0	1
江北町 ※	3	7	1	2	300	(1)
白石町	29	22	7	7	100	(0)
鹿島市	13	12	1	0	92	1
太良町	10	4	6	0	40	6
嬉野市	9	5	4	0	56	4
合計	216	133	92	31	76%	61

※ : 自主目標設定市町



## 5. 全国農業新聞の普及推進

目標に近づくどころか **100部減(3月対比)**

### 今後の取り組み

1. 「農業委員1人・1年・1部純増」運動を確実に実施
2. 毎月の定例農業委員会で普及状況・目標達成状況を確認
3. 戸別訪問や畦ばた会議、日常の相談活動、農業者との意見交換会等で普及推進

### ◇ 平成27年度普及推進目標・普及状況 ◇

(単位：部)

市町名	農業委員数	26年度末実績	現在				27年度目標	目標達成必要部数
			10月	11月		部数		
				申込	中止			
佐賀市	45	258	257	1	1	257	276	19
神埼市	37	99	98	0	0	98	116	18
吉野ヶ里町	21	69	61	0	0	61	79	18
鳥栖市	22	48	34	6	0	40	58	18
基山町	13	27	22	0	0	22	33	11
上峰町	10	23	20	0	1	19	27	8
みやき町	24	55	35	0	0	35	66	31
多久市	16	68	68	0	0	68	75	7
小城市	27	115	108	0	0	108	127	19
唐津市	37	201	204	0	0	204	216	12
玄海町	13	55	53	0	0	53	61	8
伊万里市	23	92	88	0	0	88	102	14
有田町	14	25	31	0	0	31	31	0
武雄市	37	113	111	0	4	107	130	23
大町町	10	31	27	0	0	27	35	8
江北町	13	79	75	0	1	74	85	11
白石町	37	89	80	0	1	79	106	27
鹿島市	20	73	72	1	0	72	82	10
太良町	14	40	36	0	0	36	46	10
嬉野市	26	84	70	0	4	66	95	29
農業会議	-	198	197	0	0	197	198	1
合計	459	1,842	1,747	7	12	1,742	2,000	258



## 6. 常任会議員会議 (H27年9月～10月)

### 1. 議事

農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による佐賀県知事等からの諮問案件について審議した結果、下記のとおり「許可相当」の意見を付して答申することに決定しました。詳しくはホームページ(<http://www.sanoukai.jp>)をご覧ください。

<農地法関係処理状況>

会議名	開催日	区分	件数	面積(m <sup>2</sup> )
第421回	9月28日	第4条	15	15,354
		第5条	55	71,036
第422回	10月28日	第4条	28	30,543
		第5条	57	97,059

### 2. 報告事項等

10月28日開催の第422回会議前に、下記当日諮問案件の現地調査を行いました。

- ・農地法第5条、鹿島市・宅地分譲用地への転用
- ・農地法第5条、白石町・有料老人ホーム及びデイサービス施設用地への転用

## 7. 今後の行事予定

月	日	時間	場所	内容
11	5 6	13:30	嬉野市	九州・沖縄地区農業法人シンポジウム
	11	13:30	グランティアはがくれ	女性農業委員研修会
	12	13:30	グランティアはがくれ	農業委員会会長・事務局長会議
	30	13:30	グランティアはがくれ	第423回常任会議員会議
12	2	13:00	東京都	農業者年金加入推進セミナー
	3	13:00	東京都	全国農業委員会会長代表者集会
	10	13:30	グランティアはがくれ	平成27年度農業会議臨時総会
	24	13:30	グランティアはがくれ	第424回常任会議員会議

# ～ 新刊図書案内 ～

ここが変わる！農委、農地制度 Q&Aつき ～農地等の利用の最適化の推進へ～



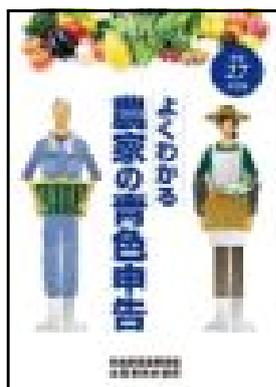
「法改正で何がどう変わるの?」、「新設される農地利用最適化推進委員と、これまでの農業委員の役割はどうか?」のポイントをまとめたパンフレットです。

～目次～

1. ここが変わる農委、農地制度
2. Q & A
  - (1) 推進委員と選ばれ方
  - (2) 推進委員の活動
  - (3) 最適化推進指針とは
  - (4) 活動の具体的な進め方
  - (5) 推進委員と農業委員
  - (6) 推進委員と農業委員の数
  - (7) 農業委員と認定農業者
  - (8) 推薦、公募の進め方

図書コード 27-25  
定価 110円  
規格 A4判 16頁

平成27年度版 よくわかる農家の青色申告



確定申告書の作成から申告までを記入例をまじえ、ていねいに解説した青色申告の入門書です。

図書コード 27-18  
定価 800円  
規格 A4判 120頁

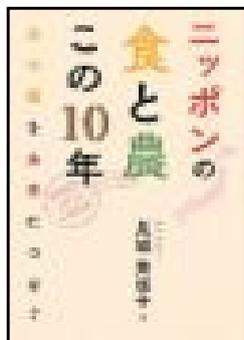
平成27年度版 農家相談の手引き



人・農地プラン、中間管理事業を活用した農地の貸借の推進、遊休農地対策、認定農業者、簿記、年金、法人化から税制、農地転用まで様々な相談に役立ちます。

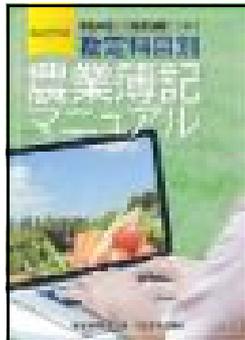
図書コード 27-16  
定価 820円  
規格 A4判 130頁

ニッポンの食と農この10年  
～命の糧を未来につなぐ～



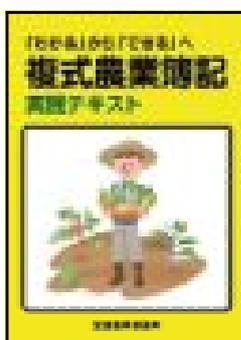
図書コード 27-19  
定価 1,500円  
規格 B6判 256頁

平成27年度版  
勘定科目別農業簿記マニュアル



図書コード 27-21  
定価 2,100円  
規格 A4判 234頁

「わかる」から「できる」へ  
複式農業簿記実践テキスト



図書コード 27-22  
定価 1,650円  
規格 A4判 128頁

記帳感覚が身につく  
複式農業簿記実践演習帳



図書コード 27-23  
定価 410円  
規格 A4判 48頁

申し込み・お問い合わせは  
佐賀県農業会議（電話：0952-20-1810）まで！